

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
(7)	(7)	(7)	(7)	0	

令和6年分

開催分

(

9

(ふりがな) えふえふけんぎゅうかい

1 政治団体の名称 f f 研究会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館920号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
井上 義行

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
田中 徳明

事務担当者の氏名

(姓) (名)
佐藤 貴洋

(電話) 03-6550-0920

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 参議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
井上 義行

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名 (姓) (名)
井上 義行

公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

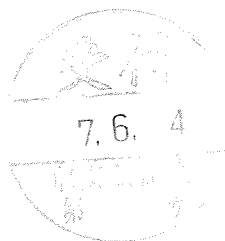
から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,954,987
(前年からの繰越額)	2,874,987
(本年の収入額)	5,080,000
支 出 総 額	1,888,103
翌年への繰越額	6,066,884

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	井上よしゆき政策勉強会	4,820,000	令和6年9月25日 東京都千代田区平河町2-4-3 ホテル ルポール麹町
2	信義会（第一回）	150,000	
3	信義会（第二回）	110,000	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	5,080,000	
	合 計	5,080,000	

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称		井上よしゆき政策勉強会	
			対価の支払をした者の区分		2. 法人その他の団体	
行番号	対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	コムテック株式会社	400,000	R6/9/13	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館10F	伊倉 宏英	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		400,000				
合 計		400,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	19,800	0	
(4) 事 務 所 費	1,304,903	0	
小 計	1,324,703	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	17,350	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	546,050	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	304,600	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	241,450	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	563,400	0	
合 計	1,888,103		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	名刺代	19,800	R6/4/5	文化堂印刷株式会社	神奈川県小田原市寿町1-10-20	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	19,800				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	19,800				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	車両リース代1月分	81,286	R6/1/29	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
2	車両リース代2月分	81,286	R6/2/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
3	車両リース代3月分	81,286	R6/3/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
4	車両リース代4月分	81,286	R6/4/30	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
5	車両リース代5月分	81,286	R6/5/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
6	車両リース代6月分	81,286	R6/6/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
7	車両リース代7月分	81,286	R6/7/29	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
8	車両リース代8月分	81,286	R6/8/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
9	車両リース代9月分	81,286	R6/9/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
10	車両リース代10月分	81,286	R6/10/28	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
11	車両リース代11月分	81,286	R6/11/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
12	車両リース代12月分	81,286	R6/12/27	高助商事有限会社 自動車修理工場	神奈川県小田原市板橋199	
13	複合機リース料	12,096	R6/1/9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
14	複合機リース料	12,096	R6/2/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
15	複合機リース料	12,096	R6/3/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
	こ の 頁 の 小 計	1,011,720				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	複合機リース料	12,096	R6/4/8	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
17	複合機リース料	12,096	R6/5/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
18	複合機リース料	12,096	R6/6/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
19	複合機リース料	12,096	R6/7/8	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
20	複合機リース料	12,096	R6/8/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
21	複合機リース料	12,096	R6/9/9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
22	複合機リース料	11,880	R6/11/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
23	複合機リース料	11,880	R6/12/9	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
24	複合機リース料	12,096	R6/10/7	三菱HCビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋1-3-1	
25	NHK受信料(令和6年4月～令和6年9月)	11,186	R6/5/14	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
26	NHK受信料(令和6年10月～令和7年9月)	21,765	R6/10/28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
27	政治資金監査報酬	55,000	R6/6/14	登録政治資金監査人 久米茂樹	東京都千代田区内神田3-21-6 村越ビル7階	
28						
	こ の 頁 の 小 計	196,383				
	そ の 他 の 支 出	96,800				
	合 計	1,304,903				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宿泊代	17,350	R6/4/12	松江ニューアーバンホテル	松江市西茶町40-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	17,350				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	17,350				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					井上よしゆき政策勉強会開催費（9月開催）	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	案内状等作成	119,240	R6/8/27	文化堂印刷株式会社	神奈川県小田原市寿町1-10-20	
2	会場費一式	185,360	R6/10/4	地方職員共済組合 ホテルルポール麹町 麹町会館	千代田区平河町2-4-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	304,600				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	304,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					信義会（第一回）開催経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	飲食代	131,450	R6/7/17	日本料理晴小波	小田原市城山3-3-1 1階	クレジットカードによる 払い R6. 9. 10 ANA VISAカー ド
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	こ の 頁 の 小 計	131,450				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					信義会（第一回）開催経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	131,450				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					信義会（第二回）開催経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	飲食代	110,000	R6/11/25	寿し笹	神奈川県足柄下郡箱根町湯本642-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	110,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	110,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 4月 22日

政治団体の名称

f f 研究会

会計責任者の氏名

田中

徳明



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年4月22日

f f 研究会

代表 井上 義行 殿

登録政治資金監査人  沢 茂樹

登録番号 第 2923 号

研修修了年月日 平成21年8月7日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、f f 研究会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、f f 研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定

する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

f f 研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、f f 研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上